

平成26年度実施計画	これまでの取組状況 (平成27年3月末現在)
<p>1. 滑走路地区の掘削・遺骨収容</p> <p>○ ①滑走路下30箇所、②探索済みの壕1箇所、③芝生区域1114箇所を掘削・遺骨収容。</p> <p>○ 未探索の壕1箇所について、掘削方法を検討し、平成27年度早期に実施。</p>	<p>○ 御遺族等の立会の下、①滑走路下30箇所を掘削、②探索済みの壕1箇所の再確認、③芝生区域1114箇所、集水区域3箇所を掘削。(御遺骨は確認されなかった。)</p> <p>○ 未探索の壕1箇所の掘削については、滑走路脇に、金属プレートにより造成した坑道(壕に接続)を設ける方法に決定。(作業時以外は坑口を強化コンクリート床板により閉じて航空機の通行が可能。)</p> <p>※平成27年度中に着手予定。</p>
<p>2. 外周道路外側の面的調査・遺骨収容</p> <p>○ 平成26年度調査予定区域について、面的調査・遺骨収容。</p>	<p>○ 平成26年度調査予定区域について、面的調査を実施し、踏査により37箇所の地下壕及び2箇所のトーチカを確認、うち4箇所の地下壕について収容作業が必要となり、1箇所について遺骨収容作業を実施した。更に周辺に弾痕等があり、壕の痕跡が疑わしい5区画について掘削調査を実施したところ、5箇所の壕が確認され、2箇所について遺骨収容作業を実施した。(御遺骨は確認されなかった。)</p> <p>※・踏査により収容作業が必要となった残り3箇所の地下壕 ・掘削調査により確認された残り3箇所の壕のうち、遺族等立会により収容作業が必要と判断された壕について、平成27年度遺骨収容予定。</p>
<p>3. 平成23～25年度の面的調査により確認された壕等からの遺骨収容</p> <p>○ 平成23～25年度の面的調査により確認された壕等(77箇所)からの遺骨収容を引き続き実施。</p>	<p>○ 御遺族やNPO等の協力を得て、13回の遺骨収集を派遣し、89箇所(新規発見壕等13箇所を含む)の壕等からの遺骨収容を実施し、42柱の御遺骨を収容。</p> <p>※ 1箇所(トーチカ)については、作業中に砲台周り土砂が崩落の危険性があるため、作業工法を検討の上、平成28年度遺骨収容予定。</p>

平成 26 年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画

平成 26 年 3 月 26 日

硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議

平成 26 年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還については、「平成 26 年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針」（平成 26 年 3 月 26 日硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議決定）に基づき、以下の取組を実施する。

1. 滑走路地区の掘削・遺骨収容の実施

- 厚生労働省は、防衛省の支援を受けつつ、職員を常駐させ、遺族等関係者の立会の下、民間業者を活用し、以下のとおり、滑走路地区の掘削・遺骨収容を実施する。また、掘削・遺骨収容の結果について、位置情報を含め記録する。
 - ①滑走路下の反応箇所（101 箇所中、30 箇所）について掘削し、遺骨が確認された場合には、その収容を行う。
 - ②探索済みの壕 1 箇所について再確認し、遺骨が確認された場合には、その収容を行う。
 - ③芝生区域の反応箇所（1114 箇所）の全てについて掘削し、遺骨が確認された場合には、その収容を行う。
さらに、未探索の壕 1 箇所について、掘削方法を検討し、平成 27 年度早期に掘削を行う。
- 厚生労働省は、収容された遺骨を硫黄島にある仮安置所に安置し、年度末に送還する。
- 防衛省は、以下の支援を行う。
 - ・滑走路地区において安全かつ円滑に掘削・遺骨収容するための技術的知見の提供及び滑走路運用面の調整
 - ・厚生労働省職員、遺族等関係者、民間業者従業員、収容された遺骨、重機及び物資の輸送支援
 - ・燃料の有償支援
 - ・厚生労働省職員、遺族等関係者及び民間業者従業員の宿泊・給食施設の提供支援
 - ・遺骨収容に係る在島自衛官の支援
 - ・不発弾の処理及びガス検知支援

2. 外周道路外側の面的調査・遺骨収容の実施

- 厚生労働省は、防衛省の支援を受けつつ、職員を常駐させ、民間業者を活用し、平成 26 年 10 月から、同年度に割り当てた外周道路外側の区分について、米国資料調査により得られた壕等の情報及び日本側収容実績等の分析を踏まえ、平地地表面の踏査及び崖地地表面の調査を行う。踏査及び調査の結果、遺骨・壕等の存在が推

測される地点について掘削を行う。

また、面的調査の結果について、位置情報を含め記録する。

- 厚生労働省は、防衛省の支援を受けつつ、遺骨収集帰還団を派遣し、上記の面的調査により確認された壕等からの遺骨収容を行う。
- 厚生労働省は、収容された遺骨を硫黄島にある仮安置所に安置し、年度末に送還する。
- 防衛省は、以下の支援を行う。
 - ・ 厚生労働省職員、遺骨収集帰還団員、民間業者従業員、収容された遺骨、重機及び物資の輸送支援
 - ・ 燃料の有償支援
 - ・ 厚生労働省職員、遺骨収集帰還団員及び民間業者従業員の宿泊・給食施設の提供支援
 - ・ 遺骨収容に係る在島自衛官による支援
 - ・ 不発弾の処理及びガス検知支援

3. 平成 23 年度から 25 年度にかけて実施した面的調査により確認された壕等からの遺骨収容の実施

- 厚生労働省は、防衛省の支援を受けつつ、通年で 14 回、遺骨収集帰還団を派遣し、引き続き、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて実施した面的調査により確認された壕等からの遺骨収容を行う。
- 厚生労働省は、収容された遺骨を硫黄島にある仮安置所に安置し、年度末に送還する。
- 防衛省は、以下の支援を行う。
 - ・ 厚生労働省職員、遺骨収集帰還団員、収容された遺骨及び物資の輸送支援
 - ・ 燃料の有償支援
 - ・ 厚生労働省職員及び遺骨収集帰還団員の宿泊・給食施設の提供支援
 - ・ 在島自衛官による支援
 - ・ 不発弾の処理及びガス検知支援

4. その他

- 関係省庁会議は、滑走路地区の掘削・遺骨収容、外周道路外側の面的調査・遺骨収容等の状況について、厚生労働省のホームページに随時掲載し、公表する。

硫黄島における遺骨収容等の現状

戦没者概数 約21,900人	収容遺骨概数 10,360柱
	未収容遺骨概数 11,540柱

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収容遺骨数	50	44	84	43	26	51	822	344	266	166	(注) 42
予算額(遺骨収 集帰還経費)	26,543	21,249	30,085	34,895	34,866	65,016	136,523	1,000,363	884,971	884,813	(千円) 1,060,749

(参考)遺骨収集帰還等の現状(全体)

海外戦没者概数 約240万人	収容遺骨概数	約127万柱
	未収容遺骨概数	約113万柱
	うち①海没遺骨	約30万柱
	②相手国事情で収容困難な遺骨	約23万柱
	上記①②以外の未収容遺骨(最大)	約60万柱

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収容遺骨数	1,151	604	640	760	2,038	8,965	8,097	1,983	1,223	2,521	(注) 1,268
予算額	267,329	242,096	244,114	239,729	240,231	320,941	614,232	1,566,935	1,318,485	1,302,901	(千円) 1,497,828

1-1. 滑走路地区の掘削・遺骨収容(芝生区域)

①GPSにより反応箇所
の位置を特定し、掘削
範囲の測定を行う。



②重機及び手掘り
によりレーダ反応深
度まで掘削を行う。



③掘削箇所及び掘削
した土砂からレーダ反
応対象物の確認を行う。



1-2. 滑走路地区の掘削・遺骨収容(滑走路下)

①反応箇所の掘削範囲を特定し、重機によりアスファルト舗装を撤去する。



②レーダ反応深度及び深度3mまで掘削し反応対象物の確認を行う。



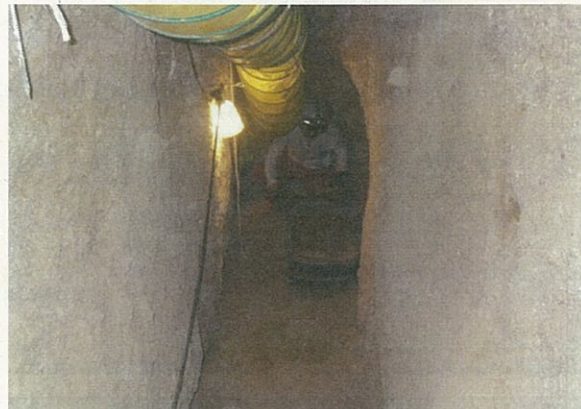
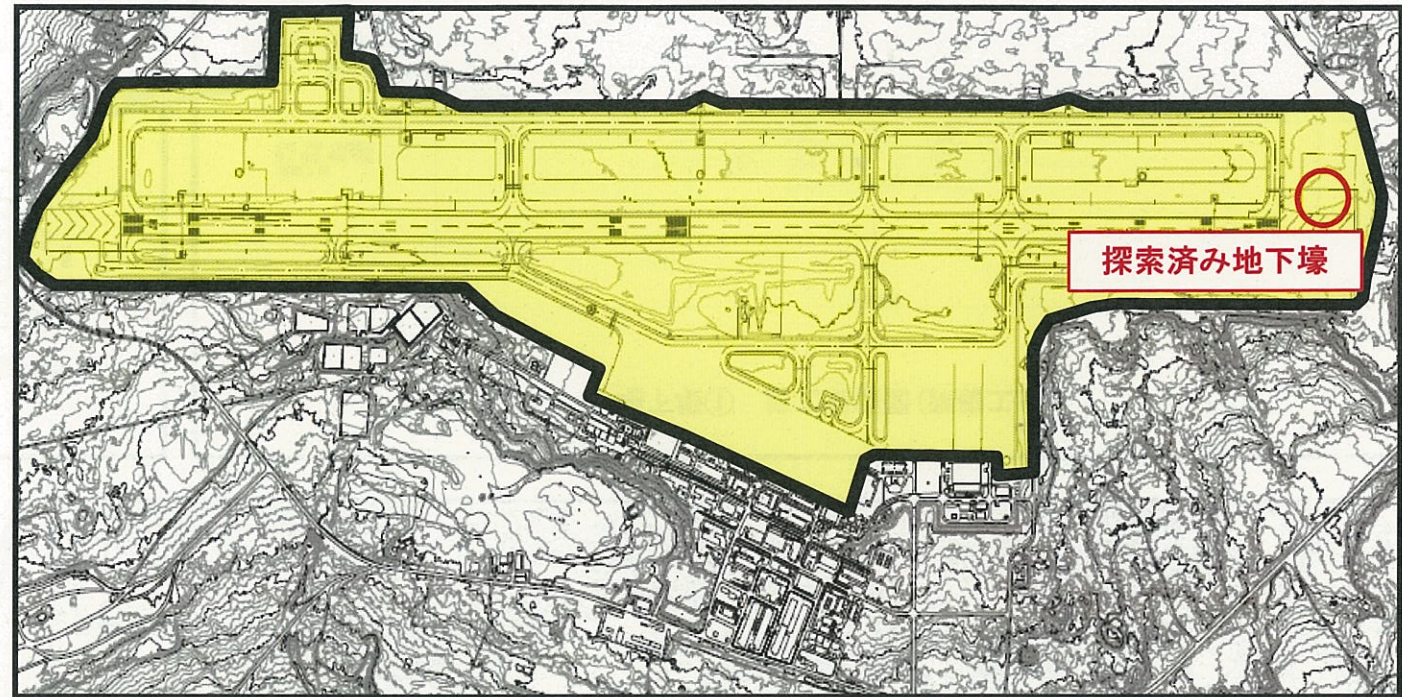
③確認後、アスファルト舗装の復旧を行う。



※掘削断面の黄色い箇所は、地山である風化凝灰岩であるため、掘削途中で地山に到達。

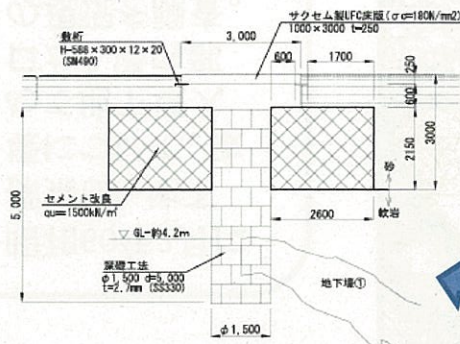
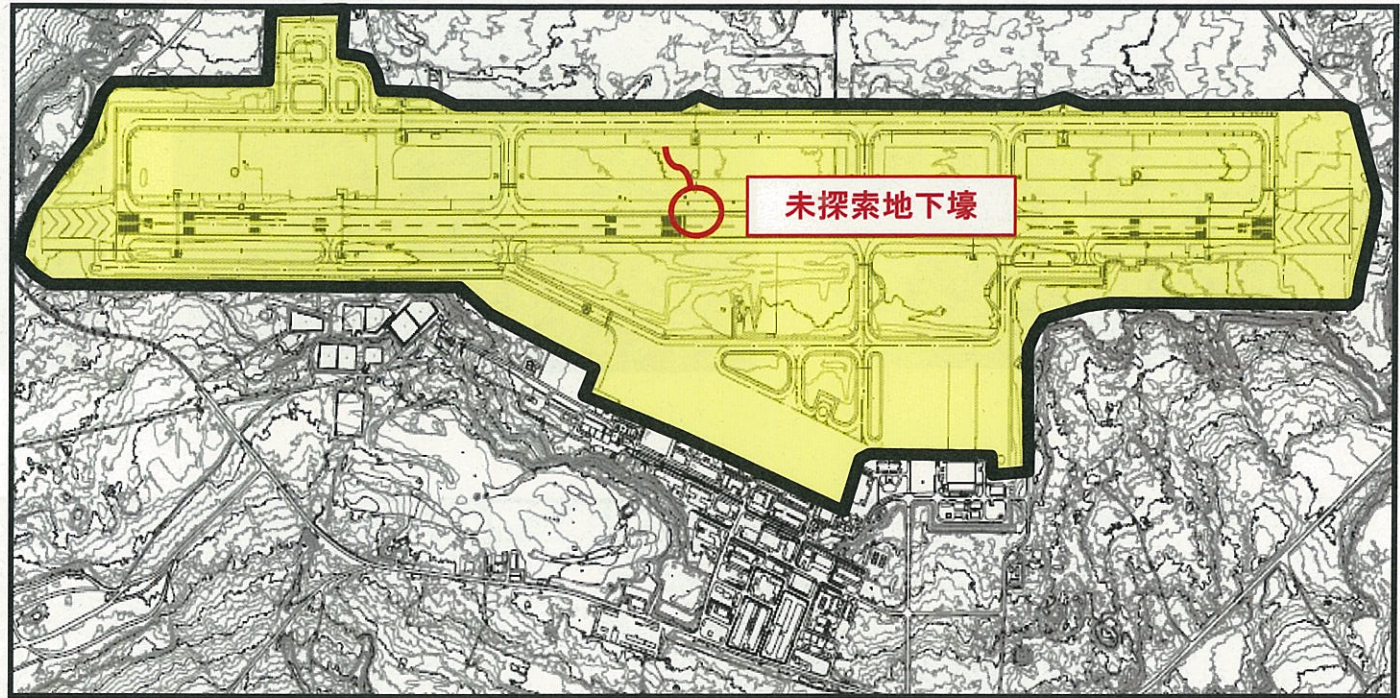
1-3. 探索済み地下壕の再確認

昭和60年2月に探索した地下壕について、改めて地下壕入口から壕内部の現況を調査。内部に堆積している土砂を掘り出し、再確認を行った。



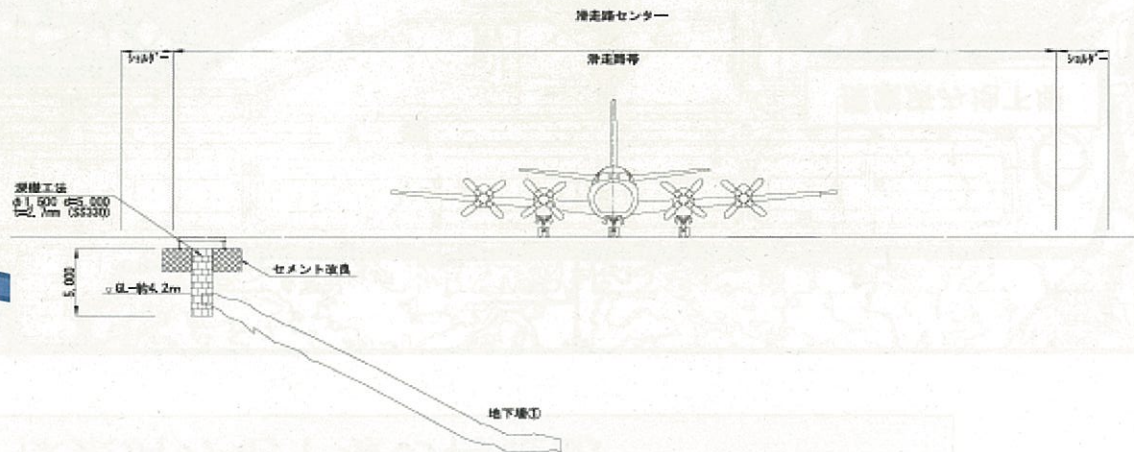
1-4. 未探索の地下壕の掘削方法を検討

滑走路脇に金属プレートにより造成した坑道(壕に接続)を設ける方法により実施。
 (作業時以外は坑口を強化コンクリート床板により閉じて航空機の通行が可能。)



①-①断面図

地下壕① 施工要領図(深礎工法)



2. 外周道路外側の面的調査・遺骨収容

26年度調査予定
区域について面的
調査実施。



3. 平成23～25年度の面的調査により確認された壕等からの遺骨収容

壕、トーチカ及び
地表において遺骨
収容を実施。

